



前年度に返還した奨学金の1/2（上限10万円）を 補助します

（前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分）

奨学金返還 補助制度

ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金

【対象者】以下のすべてを満たす方（主なもの抜粋）

- 大学・短期大学・専修学校在学中に奨学金貸与を受け、平成27(2015)年3月以降に卒業
- 平成27（2015）年4月1日以降に奨学金の返還を開始
- 前年度返還分が返還計画にのっとり返還を開始した月から起算して60か月分以内に属する。
- 前年度から申請日まで継続して柏崎市に住民登録があり、柏崎市内に住んでいる。
- 前年度に奨学金を滞納なく返還している。
- 柏崎市民税の所得割または均等割が課税されている。
- 国家公務員または地方公務員でない。※
- 転勤等による一時的な住民登録でない。

※公務員の場合、当該補助制度の対象外ですが「柏崎市奨学金」を償還している方については「柏崎市奨学金償還補助制度」の補助対象となる可能性があります。教育総務課（☎0257-21-2360）までお問い合わせください。

【補助金額】

前年度に返還した奨学金の1/2（上限10万円）

- ※1,000円未満切捨て
- ※前年度の住民登録期間が1年未満の場合は、住民登録の月数で按分
- ※繰上返還については対象外

【申請期間】

令和3（2021）年7月1日から令和4（2022）年3月31日まで

詳細は
二次元コードを
スキャンし、
ホームページを
御覧ください。



柏崎市ホームページ

【申請方法及び必要書類】

以下の必要書類を柏崎市元気発信課に提出してください。

- 1 申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
- 2 前年度の奨学金償還額を証明する書類
（対象部分の通帳のコピーなど前年度の償還額がわかるもののコピー）
- 3 【初回申請時のみ】奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するもののコピー
（初回償還年月日、支払回数、支払予定年月日、割賦金額がわかるもの）

※日本学生支援機構の場合：「**リレー口座の加入通知**」が必要です。
（無い場合、日本学生支援機構に「**奨学金返還証明書**」と「**奨学金貸与証明書**」を請求してください。）

柏崎市奨学金の場合：「**奨学金貸付決定通知書**」と「**奨学金償還明細書**」が必要です。
（無い場合、教育総務課に再発行請求してください。）

その他の団体等から貸与している場合は、元気発信課にご相談ください。

〇マイナンバーカードをお持ちの方は電子申請が可能です。

上記の二次元コードからお手続きください。

※令和4（2022）年4月以降の補助金は、市の予算成立が前提であり、現段階で支給を確約するものではありません。

※本紙記載の内容は予告なく、変更する場合があります。

※申請が多数の場合は、受付を早期に締め切る場合があります。

補助金の申請・問合せは、柏崎市元気発信課 ☎0257-47-7333 まで